

平成29年度第2回逗子市廃棄物減量等推進審議会

議事録

日 時	平成29年10月23日（月）午後1時から3時
場 所	逗子市役所5階 第3会議室
出 席 者	[委 員] 南川 秀樹、橋詰 博樹、鈴木 マリ子、山崎 純一、 渡邊 仁史、尾方 克実、田宮 良子、山上 寿美
欠 席 者	[委 員] 松岡 夏子
事務局出席者	環境都市部次長（減量化・資源化担当） 資源循環課長事務取扱 石井 義久 資源循環課資源循環係長 土屋 直之 資源循環課資源循環係専任主査 鈴木 均 資源循環課資源循環係主任 城田 桃子 資源循環課資源循環係主事 佐藤 節 環境クリーンセンター副主幹収集係長事務取扱 中村 純一 環境クリーンセンター処理係長 松岡 幹夫
会議公開の可否	可
傍 聴 者	0名
議 題 等	(1) 平成29年度第1回逗子市廃棄物減量等推進審議会議事録について (2) 「廃棄物処理制度を巡る動き」について (3) し尿処理及び浄化槽清掃に係る制度改正について (4) その他
配 布 資 料	平成29年度第2回逗子市廃棄物減量等推進審議会次第 平成29年度第1回逗子市廃棄物減量等推進審議会議事録（案） 資料1 廃棄物処理制度を巡る動き 資料2 平成28年度 し尿処理手数料(定額制→許可制シミュレーション) 資料3 平成29年度 下水道使用料等調査票 資料4 下水道関係の各種補助金制度（事例）

机上配布資料

資料5 平成29年度 廃棄物行政担当者研修会し尿・生活排水処理技術
(抜粋)

資料6 よりよい水環境のための浄化槽の自己管理マニュアル

資料7 逗子市と葉山町の共同処理（「燃やすごみ」）の進捗状況につ
いて

【事務局】 それでは、そろそろ定刻になりますので、始めさせていただきます。

ただいまより、平成29年度第2回逗子市廃棄物減量等推進審議会を開会いたします。本日は、お忙しい中お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。本日は、1名、松岡委員が欠席でございますが、8名のご出席ということで、逗子市廃棄物減量等推進審議会規則第2条第2項により会議は成立していることをご報告いたします。

また、本審議会は、個人情報等、特に秘すべき内容を今回取り扱うものではないということで、逗子市情報公開条例の規定により会議の傍聴を認めることとし、傍聴希望者がございましたら順次入場していただくことといたします。

それでは、資料の確認をさせていただきます。お持ちでない委員さんは、お申しただければご用意いたします。

事前に送付いたしました資料といたしまして、まず平成29年度第2回逗子市廃棄物減量等推進審議会次第、本日の次第でございます。続きまして、平成29年度第2回逗子市廃棄物減量等推進審議会の議事録案、前回の議事録案でございます。

続きまして、本日の会議資料といたしまして、資料1、廃棄物処理制度をめぐる動き、こちら、A4横の少し分厚いホチキスどめの資料になります。これにつきましては、本日、事務局のほうから会長にお願いをいたしまして、最近の廃棄物処理制度をめぐる動きにつきましては、ご講演、ご講話いただくということでの資料でございます。前のほうにスライドもご用意しております、その資料になります。続きまして、資料2、平成28年度し尿処理手数料（定額制から許可制シミュレーション）という1枚ものの資料でございます。続きまして、資料3といたしまして、こちらもホチキスどめA4横の資料で、左上に平成29年度下水道使用料等調査表とございます資料でございます。資料4といたしまして、A4縦のホチキスどめした資料で、右上のほうに下水道関係の各種補助金制度とあります資料でございます。続きまして、資料5といたしまして、こちらは表題、平成29年度廃棄物行政担当者研修会、し尿、生活排水処理技術となっている資料でございます。こちらも、A4縦のホチキスどめの資料です。資料6といたしまして、こちらもA4縦のホチキスどめの資料でございます、よりよい水環境のための浄化槽の自己管理マニュアルとの表題の資料でございます。続きまして、最後、資料7といたしまして、逗子市と葉山町の共同処理（燃やすごみの焼却処理）の進捗状況について、こちらはA4の1枚の資料になります。

以上、資料7まででございますが、漏れ、過不足等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、会長、よろしく願いいたします。

議題2「廃棄物処理制度をめぐる動き」にて説明

【南川会長】 最初に議事録を確認する必要がございましたが、前回の議事録ですが、前もって送っていただきましたので、特にここで異論がなければ了解したということにしたいと思えます。どうでしょうか。よろしいですか。

じゃ、議事録についてはこれで確定させていただきます。

すみません、今のことについて質問があれば、別途、後で時間を見てからお伺いをします。

それじゃ、議題3ということでまいりますので、し尿処理及び浄化槽清掃に関する制度概念について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】 それでは、本題に入る前に、市民委員の方もおられますので机上配付いたしました資料5と資料6のし尿・生活排水処理技術及び浄化槽清掃の基礎的な部分について、概略を着席して説明させていただきます。

資料5のし尿・生活排水処理技術をお開きください。こちらの資料は、会長の勤務先の日本環境衛生センターの研修会の資料を抜粋して使用させていただいております。

表紙の次をお開きください。ページの下のほうに150と書いてございます。ここにし尿と生活排水の処理の説明が記載されてあります。このページの上の枠内、右側の(2)生活排水とはというところをごらんください。生活排水、これはし尿、それと生活雑排水、この2つを合わせて生活排水というふうに呼んでいます。特に生活雑排水というのは、台所ですとかお風呂場、そういうところから流れてくる排水です。

この150ページの下のほうに生活排水について記載されています。人が日常生活をする過程で排出する汚水は、大きく分けてし尿と生活雑排水からなります。し尿の成分は前項のとおりであるが、家庭外への排出方法には、くみ取り便所に一定期間貯留しバキューム車により搬出する方法と、水洗便所を用いて浄化槽や下水道の管渠に排出する方法があります。一方、生活雑排水は、食事や入浴、洗濯など日常生活に伴って発生する排水で、その生活雑排水とし尿を合わせて生活排水と呼んでいます。

次のページをお開きください。し尿と生活排水処理の方法について記載してあります。

上の枠内の図をご覧ください、し尿と生活雑排水、この流れがここに記載されておまして、まずし尿の場合の処理の流れとしまして、これはくみ取りでバキューム車にくみ取って、そのままし尿処理施設で処理する流れ。もう1つは、水洗トイレで、まず、基本的には、見なし浄

化槽と言われます単独処理浄化槽と合併処理浄化槽があり、逗子では単独処理浄化槽がほとんどなんです。それともう1つが、一番下にある下水道が主体になっております。

生活雑排水は、単独浄化槽では処理されなく、合併浄化槽で処理され、それと下水道で処理されます。単なるくみ取りだけでやられている場合は、生活排水は一番下の未処理ということで、そのまま処理されずに河川に流れて環境汚染を起こしているわけです。そのようなことが処理の流れとしては概略的にこの図に記載されています。

合併浄化槽については、水洗のほうの上から2つ目のところなんです、これらについては、また後ほど、資料6のほうで説明させていただきます。

これらの処理について、どのような形で規制されているかというのは、次のページを開いていただきますと、下水道は、下水道法という法律の規制で管理されています。浄化槽に関しましては浄化槽法、これで規制されていますし、し尿処理施設に関しましては廃棄物処理で規制されて、個々に違ってきます。

次のページ、下のほうに171ということで書いあります。単独浄化槽と合併浄化槽の違いについて記載されています。単独浄化槽の場合ですと、単なるし尿だけの処理ということで、生活排水も合わせて処理する合併浄化槽に比べBODの排出量が約8倍にもなっているということで、かなり環境の負荷に、悪いということです。また、その図の下から4行目ぐらいに、このようなことから、平成12年度に浄化槽法が改正され、単独浄化槽の新設は原則廃止され、それで既に設置される単独処理浄化槽の使用者は合併浄化槽への転換等に努めなければならないという、ことが法律で定められています。

簡単ですが、以上で、し尿と生活排水の処理の概略的な流れについてご理解いただければと思います。

次に、資料6の8ページを開いていただきますと、浄化槽の維持管理に関する説明が記載されています。維持管理の必要性と浄化槽管理者の責務について、一番目の(1)に書いてありまして、浄化槽管理者は、浄化槽の保守点検及び清掃を実施し、設置後及び定期的に指定検査機関の実施する水質に関する検査を受けなければならないと定められています。その一連の流れを説明したのが下の図になっております。浄化槽管理者とは浄化槽の所有者、占有者法で当該浄化槽の維持管理について責任を有するもので、一般的には世帯主が該当しますということです。ただ、基本的には設置している家の方が、実際、定期点検などを責任をもってやらなければならないということで、浄化槽法で決められています。その世にご理解をいただければと思います。

それで、この浄化槽というのは、多分、皆さんもどのようなものかということでおわかりにならないかと思うんですが、6ページに記載されているとおり、大きな水槽で、それを土の中に設置し、生活排水を処理しています。この図で、左側のほうから生活排水が入って、最初に、嫌気性微生物によって処理し、次に好気性微生物によって処理をされ、一番右側の青い部分ですが、そこが沈殿層になっており、生物等によって処理された汚泥がそこに沈殿します。ここにたまった汚泥等の清掃と微生物等の管理等を年に1回以上しなさいということが義務がつけられているということです。合併浄化槽の場合このよう大きな水槽を敷地に設置することになります。

簡単ですが、し尿と生活排水の処理の概略的な説明は以上のとおりです。

【事務局】 戻りまして、資料2でございます。平成28年度し尿処理手数料シミュレーションの図になります。7月の審議会のときにもシミュレーションをお配りしておりますが、それが右側の単価が540円というものだったかと思えます。こちらの540円というのは、葉山町が今やっている単価ですが、市のほうで今委託をしている処理業者、そちらに見積りを取りましたところ、723円税込というのが出ましたので、そこは改めて入れさせていただきまして、右側の表が直っているという形になります。左側、23世帯でも定額で供給している世帯がありますけれども、現在はその左側の金額なのですが、これが許可制度を入れることによって、許可業者が直接対象世帯にくみ取り処理をしにいった場合、この右側の金額になってしまいますので、かなり価格が上がってしまうということも表でわかると思えます。ですので、許可制度にしてしまいますと、かなり対象世帯の負担になるという形になります。

次の、資料3の説明をさせていただきます。横長の下水道使用料等調査票でございます。1枚目は、県内各市町の状況、下水道使用料等の概要になります。その次のページからの、ちょっと細かくて申しわけないのですが、こちらにつきましては、各市町の補助制度についての概要になります。先ほど資料2で申し上げたように、かなり費用負担が各対象世帯におきましては増えてしまいますので、補助等の検討をするように前回の審議会でもご意見が出たと思えますけれども、それに基づきまして調査をしてみますと、各市町、大分ばらつきがあるのですが、もおおむね改造費用とかで補助をしながら、そこにあるように、ばらつきはありますが、数万円単位ですけれども、実際はあるということで参考にさせていただきたいと思えます。

それから、資料4におきまして、こちらのホームページからの抜粋になりますけれども、これは県外の、実際に許可制度をやっているところでの取り組みを集めたものでございます。特に1枚目のほう、南アルプス市は、生活扶助世帯ではありますが、下のほうに便所改造工事ま

たは排水設備工事を施工したときは、補助を、その要した費用全額とあります。これはかなりインパクトが強いんですけども、そのほかにも、京都市でありますとか松阪市がありますけれども、こちらは県外ということで、県内のものよりは、やや進んだ補助制度が実施されていることで、参考に提示させていただいております。

以上で、資料の2から4までの説明を終わります。

【南川会長】 ちょっとすいません。もう少し説明をわかりやすくしないと、なかなか、この分野でなれていない人は聞きづらいと思うんですが、まず、鈴木さんのときにやった説明としては、要するに単独浄化槽、浄化槽は維持管理の責任は法律上あるんですが、単独浄化槽というのは、要はし尿だけを処理するということでありますので、どうしても汚物が、汚水が相当程度出ると。それでいうと、CODでいうと、 が合併浄化槽、あるいは下水道に入れた場合に比べて何倍でしたっけ、7倍でしたっけ。

【事務局】 8倍です。

【南川会長】 8倍か。1世帯当たり8倍の汚水が、その河川とか湖に流れてしまうと。海もありますけど、流れてしまうというところにポイントがあると思うんです。

それで、その後なんですけど、すみません、さっきの説明で、資料2の説明の、どこを言われたのか、いまいちまく聞きにくかったんですが、資料2の手数料ですよ。これ、定額から許可制にした場合に、どこでこういう形で、全部で83万になるのかとか、その辺がいまいち聞きにくかったんですが。

【事務局】 すいません。まず、左側、こちらは23世帯で実際に徴収をしている定額の方のサンプルが、左に実際の額が入っております。具体的なお名前は当然伏せているんですけども、この方々が、今現在、左側の表の一番右の年額の1,920円から始まる場所ですけれども、1,920円から始まってトータルが4万円、23世帯で4万円を市が収入しているという形です。

【南川会長】 要は、43人で23世帯でしたっけ。

【事務局】 そうです。

【南川会長】 23世帯で4万円と。

【事務局】 4万円の徴収を市がしている。

【南川会長】 これは徴収しているわけですね。それで。

【事務局】 ただ、実際は、市の支出負担としましては、し尿の処理費用というのはもっとかかっているのですが、かなり低廉な価格で市が汲み取り等をしているところがある

んですけれども、それを今度は許可制ということで、市のほうでは収集をせずに許可業者、許可を与えてその業者に直接処理をしていただき、直接その方々から業者さんが徴収した場合ですね、その場合の見積りをとった結果……。

【南川会長】 これは、要するに、個人が、浄化槽は使用だけであとは垂れ流している個人が、個人にあれですか、これはし尿だけでやっていますね。

【事務局】 これはし尿だけです。

【南川会長】 し尿だけで、それを許可制にして、個人にまた負担させるわけでしょう。

【事務局】 個人の方が直接許可業者さんに、この金額の年額を払うと。

【南川会長】 それが83万だということ、全体で。

【事務局】 差額です。右から左を引いた額が八十……。

【南川会長】 それは、87万6,000円から4万円を引くということ？

【事務局】 そうです。そうすると、差額が83万と。年額としては87万6,000円。23世帯43人で、その金額がかかるということです。

ですので、20倍ぐらいの金額を負担するのに、全世帯で対象世帯の方々が負担するということになりますので、かなり対象世帯の負担が増えるというご説明です。

【南川会長】 要は業者にやらせるということね。

【事務局】 はい、そうです。

【南川会長】 今、市が定額でやっているわけでしょう。

【事務局】 はい、そうです。

【南川会長】 だから、4万円です。4万って、これは個人負担でしたっけ。

【事務局】 そうです。

【南川会長】 4万の個人負担で、その後は市が見ているんだけど、市がやめちゃって業者に全部やらせると87万かかるということで、個々人の負担が83万増えるということですね。

【事務局】 そういうことです。

【南川会長】 それから、その次の下水道使用料のところも、どこを見たらどういう数字があるとか言わないと、これ、わからないんです。

【事務局】 資料3につきましては、これは県内の各市町の、1枚目は今の話には関係ないので、2枚目以降が補助制度を調べた表になりまして、内容は、補助条件とかが異なるんですけれども、主に下水道の水洗便所等を改造した場合に補助をするという。

【南川会長】 例えば、どこか、何市とか言ってくれない？ 何市でもいいけど。

【事務局】 例えば、1枚目の真ん中からちょっと右側の茅ヶ崎市とかですと、水洗化にした場合に、月当たり2万円というのがあります。

【南川会長】 関係あるんだっけ、水洗化の議論と今の議論と。

【事務局】 し尿を、直接くみ取りをやめてということですよ。

【南川会長】 水洗化って別に関係ないでしょう、浄化槽かどうかという話と。

【事務局】 これだと、そうですね、例が悪いですね。

【南川会長】 ちょっとごめんなさい。どこの話をして、今日の争点の部分とちょっと違う部分だから。

【尾方委員】 くみ取りを浄化槽に変えた場合、2万円の補助が出るというふうなこと。

【事務局】 例えば2枚目の右側の座間市、これはくみ取りを水洗に変えた場合となりますので、座間市の場合は、1カ所につき1万円という助成額が出ます。

【南川会長】 これは、今、くみ取りをやっているのをやめちゃって、水洗で、これは下水にするとかそういう意味？ それとも、合併浄化槽にする、両方あるんですか。

【南川会長】 今は、少なくとも単独浄化槽はもう新設できないから、水洗便所にするというのはあれですが、下水につなぐか合併浄化槽にするかですよ。それをすると、1万円くれるという意味？

【事務局】 座間市の場合は1万円という意味です。

【南川会長】 だから、くみ取りやめちゃった場合ね。合併浄化槽にするとは別につなげた場合ね。

【事務局】 はい。

【事務局】 すいません、よろしいでしょうか。前回、諮問の資料としてお配りしましたが、今回の制度改正の関係の資料がお手元があれば、それも見ながらのほうがいいのかと思うんですが、前回の議論の中で、市としては全体のし尿処理事業、し尿処理業務の効率化ということで、くみ取り、あるいは浄化槽清掃を市の委託でやっているものを許可制に移行したいということまでのご説明をしたときに、委員の皆さんから、雑排水対策というところでは何らか別の手当てが必要なのではないかと、そういったご意見を幾つかいただきましたので、今回、改めて、その辺のところを少し検討を内部でいたしました。前回の資料でも、下水道所管のほうで、そういったくみ取り世帯であったりとか浄化槽世帯が下水道に接続する場合の補助制度というのは持っているんですが、なかなか実際に使われていないという状況だということは、前回の審議

会のおきにも説明を差し上げたところです。

ただ、この状況を改めて県内ではどうなのかというところを確認したのが、今の横長の資料で、県内での状況を見ると、渡邊委員がおっしゃられたように、くみ取りを下水道につないだ場合と、浄化槽を下水道につなぐ場合とで、いろいろ補助の要件が市町村によって違ったりとか、少しそこが統一された資料になっていないのかなというところがあります。いずれにしても、逗子市も数万円程度の補助しかない中で、おそらく、下水道にくみ取りや浄化槽からつなぎ直すと、最低でも五、六十万ぐらいかかるのではないかということも、市内のそういった業者に聞いて確認しているんですけど、それぐらいかかるところに行政の補助としては数万円ぐらい、県内の状況を見ても、大体どこの自治体でもそれぐらいにとどまっているという状況というのを1つ確認したというところの資料です。

もう1つ、資料4のほうでお配りしているのは、もう少し広げて全国的に見ると、その辺、どうなのかというところが、前回の審議会で、たしか渡邊委員さんや副会長から、時限的に少し多めの補助制度をつくるとか、そういった対応は考えられないのかというご意見もいただいたと思いましたので、広げて、県外の状況を確認しているところでは、比較的手厚く何十万円単位の補助をしているケースがありましたので、それも資料として、逗子市でやるかどうかというところは別といたしまして、そういった状況の資料はお示しした上で、審議会としてのご意見をいただきたいというところでございます。

もう1つ並行して、前回いただいたご意見として、実態をちゃんと踏まえた中での検討が必要だろうというところでは、逗子市の場合、くみ取りの対象としては、事業系の仮設トイレとかは別にしますと、一般家庭としては、約50世帯未満、浄化槽清掃の年間の件数といたしましては、世帯数で48世帯か9世帯ぐらいで、合わせても100世帯未満なので、そこを市の委託事業でやっている実態を少し調べていく中では、特にくみ取りにつきましては、かなり高齢単身と思われる世帯、あるいは築年数がかなりたっているご家庭だったり、あるいは、おそらく、家主と借り主が別なんじゃないか。持ち家率というのは低いのではないかというようなところが思われる状況もあるとすると、下水道施設の工事費をかなり、補助メニューとして増額したものを用意したとしても、必ずしも改造、接続へのインセンティブにつながるのかどうかというのは、ちょっとそこは疑問が残る状況なのかなというところも見えてございます。

状況としては、そういった状況でございまして、その辺の雑排水対策としての下水道接続を誘導するというところを何らか手当てするのかとの論点というのは、市としてもしっかり実態を踏まえた中で検討したいというところで、この間、少し検討した結果をお示ししているところ

ろでございます。

【南川会長】 ありがとうございます。そうすると、くみ取りと浄化槽って、またちょっと話変わるんですけど、くみ取りの場合、今、こうやって定額制で市がやっているものですから、全体で4万円だけの負担で、あとはかなりの金額を市が面倒見て、実際にくみ取りの家のし尿を処理しているということですよ。

そうすると、問題になっているのは単独浄化槽だと思うんですけど、浄化槽は、そこは今、別に個人が浄化槽の業者に頼んでいるわけですよ。バキュームカーで抜くのも。

【事務局】 バキュームカーで抜くのは、市の委託事業で行っています。浄化槽の法定点検とかは民間業者、検査機関のほうでやられているということなんですけれども、清掃だけは市のほうで委託で。

【南川会長】 バキュームカーで抜くのもやっているわけ。

【事務局】 委託でやっているということです。浄化槽の清掃に関しては、浄化槽法に基づき、許可業者に許可でもってやらせるということは、かなり県内でも多くの自治体がそういう考え方でやられている中では、直営ないし委託でやっているというのは、かなり少数派なようです。

【南川会長】 この4万円と違う世界ですよ。

【事務局】 これとは別です。

【南川会長】 そうなんですか。単独浄化槽のバキュームカー抜くのも市が面倒見ているわけですか。

【事務局】 そうです。そちらのほうは、どちらかという県内の状況を見ても、浄化槽については許可業者による許可制に移行するというのは、むしろ、そういうふうに移行すべきだというふうに考えているんですけど、くみ取りについては、前回もご説明したとおり、県内の市では許可制でやっているところはなくて、どこも行政が直営なり委託で、かなり低廉な市民負担でやっているという中で、そこで逗子市が許可制に移行するというのに当たっては、しっかりと検討したいと思います。

【南川会長】 今回の議論というのは、とりあえず、単独浄化槽のことはともかくとして、まず定額制でやっているくみ取りのところについて何らかの転換を促すようなことをすべきじゃないかという、そういう限定された問題意識でいいですか。

【事務局】 そうですね。すべきかどうかも含めてです。

【南川会長】 わかりました。

【渡邊委員】 すいません、ちょっと。ついていけないんですけど、この資料2の定額制と言われている43世帯は、し尿くみ取りの世帯数ということなんですか。

【事務局】 そうです、くみ取りです。

【渡邊委員】 そうすると、単独処理の浄化槽がほとんどですというお話だったんですけど、その浄化槽の世帯というのはこの中には入っていないという。

【事務局】 入っていないんです。くみ取りの定額制度です。

【渡邊委員】 単独の、今の話に重ねちゃうんですけど、単独のほうは、今回は考えない、あるいは考える。

【事務局】 いや、そこも、審議会でのご意見はいただいた上で、全体の制度設計を考えたところではございます。基本的には、前回市のほうでお出しした考え方の中には、何らかの補助制度を時限的に設けるといような考え方はお示ししていない中で、審議会でご意見をいただきましたので、その辺のところの他の市町村の状況、県外を含めて、こういった施策をやっているところがあるところを、今回、新たな資料としてお出ししたところです。市のほうの現時点での方針といたしますと、公共下水道が何年も前に、かなりの行政コストをかけて面的に100%整備してきたという中で、そこに接続されていない世帯についても、補助制度、あるいは建てかえの時期には接続してもらおうということですとずっと来ている中で、現状では100世帯未満の未接続のところ、これも前回の資料でお出ししていますけれども、年間2,000万を超える経費が一方で、し尿処理、浄化槽の処理に市のコストがかかっているところでは、やはり行政コスト全体、し尿処理事業の効率化を図るためには、許可制には移行したいところです。それに当たって、何らか、そういった激変緩和的な措置をやるかどうかというところは、それはそれでまた別で検討するとしても、許可制への移行については、基本的には進める中で、何らかの手当てについては別途、パブリックコメントなどを行う中で市民のご意見をいただきながら検討していくのかなというところではございます。

【橋詰委員】 単独浄化槽の清掃も、今、委託のケースでやっているのを許可にしたいんですよね。

【事務局】 そうです。

【橋詰委員】 その条例改正はどうなるんですか。料金の分があるわけですよね。

【事務局】 料金の部分を削除するということです。残しておいて運用しないというのではなく、しっかりそこは議会に提案をして、議会の承認をいただいた上で、しっかりと移行した

いというがあるので、使わない手数料規定を残しておくのではなくて、手数料の規定自体を削除すると、そういう改正はしたいと思います。

【橋詰委員】 市民側の負担的というふうに考えると、いわゆるくみ取りのときと単独浄化槽のときで違う理由というのはあるんですか。違える合理性というのはあるんですか。

【渡邊委員】 環境負荷は同じですよ。

【橋詰委員】 環境負荷は同じですよ。どちらも、生活雑排水は垂れ流しですよ。

【渡邊委員】 単独槽は浄化槽……、清掃点検と違って、単独槽はいらないのでしたっけ。

【橋詰委員】 単独槽でも点検はいる。

【渡邊委員】 点検料金とかでくみ取り分よりも少し多めに……。

【南川会長】 それは、多分、業者が、そこは 業者が、役所が言う料金じゃないと思います。

【渡邊委員】 じゃないですよ。そうですね。

【南川会長】 市民の世界ですよ。

【橋詰委員】 そこは確かに、単独槽といえども水洗化の快適さも、コストということがありますよね。難しいな。

【渡邊委員】 すいません、ちょっとよろしいですか。ここにし尿の話があるので、この話だけに絞ると、今、市が業者さんに支払っているのは、この87万6,710円から4万円引いた83万6,710円を市が結局負担しているということになるんですか。

【事務局】 それ以上の。

【渡邊委員】 それ以上の金額を負担されているんですか。

【事務局】 これは、あくまでもシミュレーションで、当人が負担した場合にこれになるという、これをはるかに超える金額を市が負担しています。

【渡邊委員】 それで、高齢単身、持ち家 という方が結構多いんですというお話があったんですけど、そうすると、この87万6,000円という数字が払えない可能性があるんで、例えばどこでも低所得者世帯の負担みたいなものを免除するような制度ってきつとあったりとか、そういう制度を考えるのか考えないのかというのはあるとは思いますが、そうなった場合に、結局、定額制にしようが許可制にしようが同じ額なのか、いやいや、もうちょっと単身高齢の方は少ないから、少しでもこれが、実質市が負担しているのがもうちょっと減るのかとか増えるのかとか、そういう話というのは出てくるんですか、こないんですか。あくまでも、87万6,000円なんでよろしく申し上げますと各世帯に4万円から2万円から、もう額が入

っていて、はい、おしまいという形で考えていいんですか。

【事務局】 基本的にはそのようになります。そういった場合、かなり負担が大きくなるというようなどころがありまして、当初の前回お配りした説明資料の考え方としては、負担は上がっても接続するインセンティブになるだろうというご説明を差し上げたんですが、ちょっと実態を見ると、必ずしもそうならない中で、どう考えるか。

負担の公平化ということを考えると、下水道接続されている世帯が、100%に限りなく近い中で、単独浄化槽の世帯というのは、くみ取りの世帯よりは少なくとも浄化槽清掃の手数料が高いですし、法定点検もしっかりとされていけば、それなりの負担をさせていただいている。それに対して、くみ取りの世帯については、単身世帯であれば月額80円で年額960円の負担で済む。ここも含めて、どう考えるかというところを激変緩和が必要かどうかというのも含めた中で、行政として悩んでいるところでもありまして、そういったところで、さまざまな視点でのご意見をいただければということではございます。

【南川会長】 全体としていうと、まず、いつまでもずっと しているのに、こういう安い、し尿だけでいえば、くみ取りでいえば全体4万円の負担でそれに甘んじていていいのかということがあって、これを今、市がやめちゃえば、今度、民間業者にくみ取るわけですね、バキュームカー持ってきて。そうすると、八十何万の負担が生じると。それが受任できない人が多いということですか。

どうなんですか。そこまで市が面倒見るのがほんとうに必要なのかという議論もあると思うんで、どうですか、その辺は。とりあえず浄化槽の範囲は置いておいて、し尿だけでいうと。今、43人のところは4万円だけ年に払っていると。それでくみ取ってもらっていると。それで、市が手を引くと87万になると。でも、それっておかしいんですかねというのが。これまでの既得権があるからといえばそれまでなんですけど、そこまで既得権って見る必要があるかのねというのは、ちょっと、基本的な問題意識はある。どうですか。尾方さんから順番ように、どう思われます、その辺について。

【尾方委員】 そうですね。あまり無責任なことは言えないんですけど、実際は、私の主観でいえば、市の というのは、ある意味、許容かなとは思うんです。ただ、さっき言った、今のくみ取りの人たちの状況が、本人たちじゃなくて家主の問題もあると思うんです。引き込みしないという、接続したくないというのが。その問題もあるので、簡単に、じゃ、この負担を、今処理をすることに負担増というのをやってもらおう動きが適切かといったら、ちょっと言い切れないところもありますけど。

でも、今の金額と見て、さっきおっしゃったように、はっきり言ってどっちがいいかはちょっと言い切れないんですけど、ただ、私はそもそも業態が特別なので、メカニズムがよくわからなくて、そうすると、何となく。結局、このくみ取りを、今、本下水の引き込みがほとんど100%ということですね。本下水は通っていますね。その工事を、この住んでいくくみ取りの方が、これを値上げすることをインセンティブに工事するだろうという目算で出されているんですよ。

【事務局】 最初はそういう目算もあったんですけど、実態をちょっと調べてみたら、なかなかそうはつながらないんだなということが見えてくる部分はございます。

【尾方委員】 実際、これ、今、この表で見ますと、さっきおっしゃった差分というのは、83万6,000円というのは、もともと今の4万円払ってきて、これが実質は87万6,000円の許可制になってきて、この差分が、83万6,710円が負担増になるということですよ。

【事務局】 これは合計額なので、各世帯の金額としては1万9,000円とか。

【南川会長】 43人ですから、そんな金額って大した金額じゃないんだけど。

【尾方委員】 そうなんですよね。大した金額じゃないといえば大した金額じゃないですけど、ご家庭によっても所得なんかも違いはありますし、簡単にはちょっと言い切れない部分もありますし。

【南川会長】 まず、家主との関係でいくと、家主が払うということには、多分ならないんでしょうね。工事をする場合は、多分家主の責任になる、負担になりますけど、少なくとも毎月のくみ取り料金というのは、多分、借りている人の責任ですよ。工事となったら、多分、家主のほうだと思うんです。家主の財産だから変わるんですけど。

あとは、問題があるとしたら、結局、高齢単身で事実上国民年金しか収益がないような人を想定しちゃうと、年に1人当たり2万3万といっても結構きつからということなんですかね。

どうぞ、田宮さん。

【田宮委員】 43所帯というのは、全部高齢者の方ばかりということではなくて、中には、3番を見ていると、補助もできるということも書いてあるんですね。だから、支払能力がある方もいらっしゃるんじゃないかなと思います。

そういうのをちゃんとして、上がりますよといった時点で調査する、それから払ってもらえる、それから補助があるからこれから先のことを考えればやっていってもらいたいという話をしていって、それから始まるんじゃないかなと思うんです。全員が、全然、4万円じゃないと

だめって、くみ取りでやってもらわないとだめという方ばかりじゃないと思うんです。

だから、その辺もあるから、やはり調査する必要がある。

【南川会長】 あとは、行政的に見ると、何だかんだいって今、定額でやっているというのは、事実上、相当税金で負担しているわけですね。逗子市民が相当負担しているわけで、それが、いつまでも市民の負担で、この43人のためにくみ取りを、事実上ただという言い過ぎですけども、ただに近い料金にしているのがいつまでも続いていいのかどうかという議論はあるし、それだったら、もし補助金とか応援をするから改造してもらいたいということで、例えば期限をつけて応援しますよとあって、それでも嫌な人は許可制で、業者に頼んでくださいよというようにするということですよ。

どうですか、山上さん。

【山上委員】 この23世帯の方々が、23世帯しかいないというのはご存じないんじゃないか。43世帯……。

【南川会長】 いや、23世帯43人。

【事務局】 この表にあるのは23世帯で、世帯人数の合計だと43人です。実は、くみ取り対象世帯はこれが全てではなくて、もう二十数世帯、市のこういった手数料の減免規定に該当する世帯が同じぐらいの数います。実際に、そこは取っていないということで、そこもどうするかというところはまた別であるんですけども、実は裏にそういう減免対象世帯もあります。

【渡邊委員】 し尿のくみ取りってこれだけじゃないんですか。

【事務局】 これの倍ぐらい。

【渡邊委員】 まだあるんですか。

【山上委員】 生活保護世帯とか。

【渡邊委員】 そこは出しておいていただきたい。

【事務局】 資料中は44なんで、今、ちょっと若干古いタイミングなので、プラスで46なんですけど、ちょっと減って今44になっています。

【南川会長】 44世帯？

【渡邊委員】 それで、減免は減免を続けるおつもりなんですか。

【事務局】 減免も、できれば公平負担。隠すことではないので申し上げますと、相当昔から、どういう理由、どういう経緯なのかわからないんですが、このし尿のくみ取りの処理手数料については、相当昔のどこかの時点から、60歳以上単身世帯というのを免除する、そうい

う処置を、もう多分何十年も前なので、経緯も理由も、なかなかはっきりとはわからないんですが、いつのころからか、そういった措置をしまして、ずっと減免を続けてきた。ただ、これはおかしいということで、平成25年度に見直して新規の認定はしなくなったのですが、それが二十数世帯残っているというところがあります。そこは、ほかの世帯との公平性を考えれば、できればそこも見直したいと思っているところではあります。

その負担をどうするかというところは、どちらかというと、廃棄物行政の守備範囲としては、昔は市の直営でやって現状では委託でやっているものを、対象の世帯数が減ってきている中で、合理化、効率化を図るために許可制にしたい、その辺のところの妥当性のご審議をいただくということが主眼で、激変緩和の手当てについては、またそういったご意見をいただければ、そこはそこで別途市のほうで考えていくという、そういうスタンスです。

【南川会長】 鈴木さん、何かございますか。

【鈴木委員】 私は、ここに引っ越してきたときに、 とうか、利子なしで貸していただいて、30万、 無利子で貸していただいて、それで浄化槽じゃなくて水洗にしました。そのときに、一生懸命、皆さん、そういうふうにしてくださいということだったので、それがどれくらい続いていたのか知らないですけど、皆さん、結構、最初来たときぼっとんと書いてあったんですけど、変えて、かなりの人が浄化槽、普通の水洗なのかなと思ったんですけど、くみ取りをやってらっしゃるところは、私がたまたまアルバイトしていたところもそうだったので、ずっとここ最近で、多分数年の間だなと思ったんですけど、長いこと安定額制でやっていたというところが問題なんじゃないかなと思ったんです。ずっとこれでやっていたがために、今回、すごく変える段階で困ってしまう状態をつくってしまったのかなって。急に値段をがっと上げてしまうみたいな、どうしてというところで納得してもらわないと、急にそう言われても困るのよという状態をつくってしまったのかなと思いましたけれど、でも、市の今の状態だったら、やっぱりこのままでは困るし、いろんなことでこうしていただく、納得していただく状態をつくっていかないといけないのかなと思います。

【南川会長】 山崎さん、いかがですか。

【山崎委員】 この40の世帯ですか、がどこにあって、どういう人かというのは、市の方は把握されているので、全部わかっているんですか。全員どんな顔をしているかぐらい。

【事務局】 資料としては全員調べれば。

【山崎委員】 それがわからないと、私もわからないですね。どうしていいかというのは、借家で大家がその辺も変えてきれいにして、もっと高い値段で賃料取れる状況なのかとか、い

ろんなことが想定できるわけですね。1軒1軒個々の事情があるので、単身高齢者で、痴呆がかかっちゃって、何言っても話ができないような人なのか、あまりに情報が少なすぎて判断できない状況ですね。

【事務局】 やはり個人情報がありますので、大体の傾向としては、こういう傾向がありそうだとこのところしか、説明を差し上げられないということもありますし、あとは1軒1軒、こういう状況だから、じゃ、こうしてあげようということまで考慮すべきなのかどうかということもあろうかなと思います。

【山崎委員】 それはできない、市の人がそこまでは、市の仕組みとしてはできない。

【事務局】 いや、仕組みとしまして、市民全体に対する制度として仕組みをつくるわけですので、あまりにも個別の、個々のご家庭だったり世帯の状況に1つ1つ対応するというのは無理ですし、ある意味で特殊な個別の状況に対して、あまりにも配慮してしまうと全体の仕組みとしてゆがんでしまうというようなこともあるかもしれません。

【山崎委員】 それでしたら、今の現状、月額160円の人が月額3,398円になるんですよ、そういうふうな仕組みでやっていっちゃって、何か言われたら、そこで対応するしかないんじゃないでしょうか。

【南川会長】 と思います。やっぱり税の問題として、高齢で所得があまり少ない人はいいで、特例としてやるには大き過ぎるといふか、やや異常なんですね。もともと60歳以上を数年前まで優遇したというのも不自然で。

【山崎委員】 すごいですよね。初めて聞いた。

【南川会長】 逗子もそんなに若い人が多いとは思えないから、その60歳以上はたくさんいると思うんだけど。ある意味で、常識を考えると優遇し過ぎな感じもするんですよ。

はい、どうぞ、渡邊さん。

【渡邊委員】 1点、その考え方を整理する中で1つ教えてほしいんですけど、1点目は、こういうくみ取りの人たちというのは、生活雑排水については環境に、要は川に流れ、海に流れるということなんですけど、そのあたりの負荷の負担というのは、市としてどう考えていくのかということももしあれば、なければおかしいという話なんですけど。

それとあと、下水道の料金というのは、減免措置というのはあるんでしょうか。それは何でかということ、今回は、我々は、普通の人には下水道料金として下水道払っているはずなんですけど、下水道料金を払うに当たって、例えば世帯の中で高齢だとかいろいろ理由があって減免措置がされているところがあれば、ちょっとよくわからないんですけど、そういう条件にのっと

って、今回のところも減免することを考える必要があるのかないなのか。下水はもう全然一律でやっていますよというような考えでもいいと思うんですけど。

【南川会長】 どうですか、そこは。私もわからない。

【事務局】 減免に関しましては、下水道使用料のほうについても減免制度があって、生活保護世帯は減免対象になるようです。

【南川会長】 優遇されていますか？

【事務局】 下水道使用料ですね。

【南川会長】 下水道使用料を。

【事務局】 はい。あとは、廃棄物の関係の条例上も、やはり生活保護世帯については、このし尿処理手数料に限らず、ごみ処理の関係の手数料は、減免措置がありまして、免除しているという状況でございます。

なので、そこは減免せざるを得ないのかなとは考えています。

【南川会長】 ただ、ちょっと浄化槽のことは置いておいて、やっぱり生活雑排水が垂れ流しになっているということを考えたときには、できれば浄化槽につなぐか、もし浄化槽にこだわるんなら合併浄化槽にするか、あるいは下水につなぐかはしてもらいたいというのはあるんですよ。

【事務局】 下水道整備率が100%なので、基本的には合併浄化槽にということではなく、下水道にということです。

【南川会長】 それはそうですね。だから、今の議論でいくと、許可制にしたときの市民の料金を生活保護世帯的なものに適用するかどうかというのは、それをやると生活雑排水の垂れ流しは容認してきたわけですね。そこまで容認していいかどうかというのは、ちょっと素直な疑問なんですけど、これについて言えば。もし下水道に乗せられたときに、下水道として減免があるんならいいと思うんですけど、単独なりくみ取りの場合は、生活雑排水が垂れ流しになっているわけですから、それは、あんまり減免とか考えなくてもという感じはしますけど。

もし、転換のときに四、五十万とかかかるのであれば、それを若干支援するとかいうのは、私自身もあってもいいと思うんですけど。あまり許可制にしたときの差額分を見るとかいう話はしなくていいのかなと思うんですけど。生活雑排水垂れ流しのことを考えれば。

【橋詰委員】 下水道の3年後接続って、あれは罰則規定あるんですか。

【事務局】 いや、特例というか、基本的には3年以内に改造が義務づけられているという

ところなんです、どうも資金の調達が困難な事情がある場合を除くという、そういう規定もあるようです。

そういう意味では、強制ではない。

【橋詰委員】 強制ではないんですね。

【事務局】 ただ、鈴木委員おっしゃられましたように、逗子市はずっと下水道整備率100%を目指して整備していく中で、3年以内に改造することについて、その過程ではかなり積極的に働きかけをして、接続を誘導したということはあったんだろうと思います。

それが、100%達成しても何年もたつ中では、なかなかそういう個別の働きかけが難しい状況にあるのかなと思います。実際には、なかなか接続が難しいという、そういう事情がある世帯が残っているというのがあるかもしれないです。

【橋詰委員】 これは、資料3を見ると、逗子市で処理区域内人口が6万81人で、水洗化人口が5万9,000人、8,000人ほど差がありますよね。この1,000人が、結局下水道につながっていないというふうに見ればいいの。処理区域内人口6万81人というのは、全人口でいっていますから、これで100%を切ると言っているんですよね。でも、水洗化人口は5万9,000人ですよ。1,081が困りますよね。

【事務局】 この統計上は、そうです。

【橋詰委員】 そうですね。1,081人がくみ取りなり単独なり浄化槽なり、こういうことですよ。

【事務局】 はい。

【橋詰委員】 結構いるんですよ。

【渡邊委員】 統計上は……、水洗化のところは整備計画人口とか、そんな感じじゃないですか。5万9,000人がちょうどぴったりになっているの、そんな気が。

【南川会長】 そうかもしれませんね。

【田宮委員】 いいですか。ただ、今、このチャンスを逃すと、これからはっきり言えるチャンスがまたあるかという、そうそうはないと思うんです。だから、できるだけのことをして、だめな方もいらっしゃるでしょうけれども、やっぱり皆さんにチャンスをきちっと伝えて、できるだけことはしたほうがいいと思います。

【南川会長】 そうですね。私も生活雑排水を垂れ流しさせないという意味でも下水道転換してほしいし、必要ならば、若干のインセンティブを与えるということはあると思うんです。もちろん、やりたくないとなれば、許可制にして業者さんと住民でやってもらうということも、

強制ができない以上はあると思うんですけども、そういう方向で今やっておかないと、ずっと、今の状態を引きずるのはよくないと思うんですけど。

【田宮委員】 もっと言い出せなくなる。

【南川会長】 そうですね、ずっと置いておくとね。

【鈴木委員】 60歳以上の世帯の、この場でついでに何とかしたらいけないんですか。

【事務局】 それについては、平成25年度に新規の認定はしないということにしたんですけど、そこまでの既得権的に減免されているところについては毎年毎年続いているんですけど、だんだん減ってきてはいます。亡くなられたりとか、家を建てかえれば当然接続しますので、年々減ってはいます。

【渡邊委員】 だから直しちゃったほうがいいですよ。

【鈴木委員】 そうそう、ついでだからなおさら。だって、何となく、この人たちと差がちょっと何となく。

【南川会長】 返子だったって、6万人のうちの1万人ぐらいは60歳を超えているんじゃないですか。

【事務局】 高齢化率は30%を超えています。

【田宮委員】 その当時の60歳でしょう。今になったら、もっと高齢になってきて、どなたかと一緒にいるか、もういらっしやらないかもしれない。何とも言えませんが。

【鈴木委員】 でも、こちらの方も高齢だし、ついでだから、一緒にやってもと思うんですけど。

【南川会長】 多くの人もだんだん年をとるんですけど、それにしても税金とかみんな払って、そういう下水道接続もやっているわけですから、ずっとくみ取りで残っている人だけ雑排水を垂れ流して、しかも安くやっているというのはおかしいですから、そこは、若干減免緩和の応援はするにしても、正常に戻すというのは全然おかしくないし、多くの一般市民のことを考えたら、それが当然かなと思う。どうですか。

【山崎委員】 その意見で賛成します。

【南川会長】 そんな感じでございますが。

【事務局】 ありがとうございます。前回は当初のスケジュールというのはご説明したかと思うんですが、最短のスケジュールとしては、来年年明けの議会に、早ければ制度改正を出したいというところでは、年内にパブリックコメントの手続きをしたいと考えております。

今回、パブリックコメントの文案をお示しできればよかったです、基本的には、前回、

諮問の資料としてお配りしました制度改正の目的等の資料、こちらを前回、今回といただいたご意見を踏まえて、パブリックコメント用に手直したもので12月ぐらいにパブリックコメントをかけたいと考えております。その前に、もう1回審議会を開こうというのはちょっと厳しいので、できましたら、ある程度今日の議論で委員の皆様のご意見としてのご意見というのは固まってきているかなというところがありますので、それを踏まえて、文案をつくりまして、会長と内容を調整させていただきまして、委員の皆さんにも一応確認をいただいて、パブリックコメントへというような手順を進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【南川会長】 私のほうで検討はしますが、それから皆さん見ていただいて、オーケーとればやりましょう。では、お願いします。

それから次の議題は何かございますか。広域処理ですか。

【事務局】 クリーンセンターのほうから、資料7に基づきまして、逗子市と葉山町の共同処理、燃やすごみの焼却処理の進捗状況についてご報告させていただきます。

逗子市と早野町は、「鎌倉市、逗子市、葉山町ごみ処理広域化に係る覚書」及び「逗子市と葉山町のごみの共同処理方針」に基づいて、廃棄物の焼却処理の試行について契約を取り交わして、燃やすごみの共同処理の試行を実施しています。

この資料7の第1試行期間のところです。第1試行期間につきましては、平成29年7月10日から平成29年9月30日までで、表のとおりで、3カ月間の合計で、葉山町から41万1,100キログラム、411.1トンのごみを受け入れました。金額的には、葉山町から1,248万995円を収入いたしました。受け入れについては、8トンのダンプ車で1日2往復、週4日、7月については、焼却炉の影響とか搬入時間の様子を見ながら、1週間当たり20トンで開始しました。8月、9月は、1週間当たり40トンに増量しました。

続いて、今、第2期試行期間に入っていて、第2期は29年10月1日から平成30年3月31日までとなっています。現在は、この契約に基づいて受け入れを行っています。現在受け入れ量は、週当たり約80トンを基本としています。負担金額は、第1期と同額で、1キログラム当たり30.36円で行っています。今回は、ダンプ車は8トンダンプ車なのですが、1日3往復から4往復して、週5日にしまして、1週間当たり80トンの受け入れを行っています。

第2試行期間では、ごみの量が増えてきているので、搬入車両の台数とか焼却炉の運転時間の増加が見込まれています。この中でハード面、ソフト面の問題をいろいろ検証しながら行っていきます。

今、焼却施設の稼働体制は、平成27年10月の家庭ごみ処理の有料化以降、月曜日に立ち上げまして、金曜日の夜勤で火を消してきました。10月からは、葉山町のごみを受け入れるに当たって、稼働時間を1週間当たり12時間延長しています。金曜日の夜勤で落としていたものを、土曜日の日勤、1日24時間なので、日勤、夜勤がありまして、一番増えると12時間延長します。11月以降につきましては、それに加えて、土日の連続運転を月に1回程度試行していく予定です。

以上で説明を終わります。

【南川会長】 2つ教えてほしいんだけど、鎌倉の場合は、焼却施設の場合は2基ありますよね、逗子の場合は、2基あって、2基を交代でやっているわけでしょう。

【事務局】 交代ですね。

【南川会長】 片方は、どっちかはずっと火を入れているんでしょう。違うの。

【事務局】 ちょっと違います。

【南川会長】 どっちかがお休み、両方ともぱたっと金曜日に休んでいるの。

【事務局】 1炉ずつ運転していますので、月曜日立ち上げて土曜で落とし。

【南川会長】 片方のほうはね。

【事務局】 土日は両方とも休んでいます。

【南川会長】 そうなんですか。そうすると、土日は両方とも休んでいて、月曜日になると両方とも立ち上げているわけ。

【事務局】 いや、また1炉です。

【南川会長】 1炉ね。片方は1週間休んでまた1週間動くと、そんな感じですか。

【事務局】 そうです。

【南川会長】 あれって、実際に炉に火を入れて使えるようになるまで何時間ぐらいかかるんですか。

【事務局】 大体8時間。

【南川会長】 月曜の朝から火を入れてという感じ。

【事務局】 はい。

【南川会長】 これで月曜日のお昼過ぎに使える感じですか。

【事務局】 基本的には夜間、朝から入れると実際にはその日の夕方以降燃やすことが。

【南川会長】 燃やせると。それで月曜の夕方から燃やして金曜の夜中と、そういうようになっているわけですか。

【事務局】 はい。

【南川会長】 炉というのは温めるのに、結構時間かかるものなんですか。

【事務局】 そうですね。灯油で、バーナーで吹きながら、温度を一定に保つんですけど、ダイオキシンの関係とか、それが安定的にごみを入れて燃やせるまでには、1回とめてしまうと時間はかかります。

【南川会長】 そうですよ。

【事務局】 効率的に運転させるためには、なるべく連続運転で長いスパンでやったほうがいいんですけど、以前はもっとごみ量が多かったときには、ある程度のスパンで連続運転をやっていたのが、有料化でかなり減ったというのがあるので、現状では、1週間で落としているという運転になっているということです。

【南川会長】 私も幾つか見ているけど、大体のところは、1カ所を1回燃やして、A炉を燃やして、それが落ちる前にB炉がもう使えるようになっていて、B炉をまた3週間とか使って、その途中でまた絶える前にもう一遍A炉を動かすとか、そういう長さが結構多いものだから。

【渡邊委員】 もともとここって准連炉でダイオキシン対策で24時間に変えているので、能力が、数字上、変わっているんですよ。

【事務局】 いや、もともと全連続です。

【渡邊委員】 もともと准連、平成12年のダイオキシン前のときは。

【事務局】 全連続です。

【渡邊委員】 24時間でしたっけ。

【事務局】 ずっと最初から……。

【渡邊委員】 失礼しました。

【南川会長】 あともう1つ質問は、キロ当たり30円で受け入れているので、並みの料金かなと思うんですけど、今、ちなみに、20リッターでしたか、20リッターの袋でしたっけ。

【事務局】 有料の。

【南川会長】 有料の袋、あれを今40円ぐらい取っていますよね。

【事務局】 はい。リッター2円の料金です。

【南川会長】 リッター2円ですね。あんまりキロにしても意味がないんだけど、キロにすると何ぼになるんですか、あれだと。重さでやっていないから僕もわからないんだけど、キロとリッターは違うんだけど。

【事務局】 袋の重さですか。

【南川会長】 袋の重さというか、要は……。

【事務局】 比重で換算すると……。

【事務局】 そう、コンマ2とかコンマ3とか、そんな……。

【南川会長】 比重でやると、コンマ2とか3。

【事務局】 ええ、2とか3とかになるんです。だから、4倍ぐらいすれば。

【南川会長】 そうすると、20リッターといっても、コンマ3ぐらいだから6キロとか。

【事務局】 うん、そんな感じですか。

【南川会長】 そんな感じですか。なるほどね。そういうものですか。そうか、なるほどね。わかりました。

何か皆さんございますか。どうぞ。

【鈴木委員】 燃やし始めは、重油じゃなくて灯油なんですか。

【事務局】 灯油です。

【鈴木委員】 毎回毎回、1週間ごとに。

【事務局】 1回落としたものはゼロからスタートするときは灯油を使って。本来、炉の収縮を考えると連続でやりたいんですけど、ごみ量が今非常に減っているんで落とさざるを得ない状況で、今、それで葉山のときに少しずつ増えてきている、受け入れ可能と。ほんとうは連続したほうが炉のためにはいいんです。

【南川会長】 灯油も使わなくていいしね。大体そういうところが多いんですよ。大きいまちだと、結構、2つ炉を持っていて、片方は3週間燃やして、あんまりやると、今度は点検がありますから、その前にやるから、もうちょっと長いんですよ。

【事務局】 どうしても点検は必要なので、どこかで停めざるを得ないんです。

【南川会長】 それはそうですね。

【鈴木委員】 二、三週間やって落としてという、だめでしょうか。

【事務局】 今、この受け入れの量に鑑みて、少しずつ工夫をしていけるかなと思っております。

【田宮委員】 いいですか。ごみが減ってよかったのか、それともどうなんですか。

【事務局】 当然、全体としての環境に与える影響もそうですし、コスト的にもかなり減っています。ごみ処理事業全体のコストで、27年10月に有料化で27年度は途中からの変更なので、その前の26年度と28年度の決算でごみ処理事業全体にかかっている経費と比較す

ると、有料化での収入も加味してですけれども、ごみ処理事業全体としては1億6,000万ほど減っているという数字が出ています。

【田宮委員】 それならよかったですね。

【事務局】 おかげさまで。

【南川会長】 今は、古着とか、いろんな機会で、各人がネットでやりとりし出しているから、そういう意味では、リユースというと行政的だけど、わけのわからん市場がいっぱいできててというのは実はあるんですよ。それで、ものすごくトラブルが多いんですけど。結構ネットなんかで自分が着ているシャツとか出しているんですよ。100円とか200円とかいって。だから、よりもそっちの率は、リユースが結構増えているんです。それはそれで資源の有効利用ですからいいと思うんですけど。

あと、料理を一生懸命やっている可能性がある。つくり切り、食べ切り、水切り、3切り運動とか今一生懸命やっているんですよ。水切りだけで随分違うんですよ。重さが相当変わります。

【鈴木委員】 そうみたいです。

【南川会長】 ええ。

以上ですが、特に、もう役所はよろしいですか。はい、わかりました。

じゃ、次回の日程は、まだこれから調整でよろしいですね。

【事務局】 予定では12月にパブリックコメントを実施しまして、その結果を踏まえて1月ぐらい、年明けに審議会を開かせていただきまして、パブリックコメントの結果も含め、制度改正のご審議をいただく予定です。そこで、できましたら答申を固めるような形にさせていただければと思います。

【南川会長】 当座は、パブコメの原稿を、私が見た後、皆さんに見ていただくということで対応しましょう。

どうもありがとうございました。

— 了 —